

第1号議案

令和5年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

令和5年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,890千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,366,709千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月7日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三

第2号議案 要旨

北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方公務員法の改正に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いについて所要の改正を行う必要があるため。

2 改正内容

(1) 降給の種類（第3条）

降給の種類について、降格、降号及び管理監督職勤務上限年齢制による降給を規定した。

ア 降格

職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること。

イ 降号

職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること。

ウ 地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給

管理監督職勤務上限年齢制による降給

(2) 降格の事由（第4条）

ア 人事評価の結果に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、よくない状態が改善されないとき。

イ 医師2人において、心身の故障があると診断され、その故障のために職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについて適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠く状態が改善されないとき。

(3) 降号の事由（第5条）

人事評価の結果に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合で、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合

(4) 降給の種類に関する経過措置（附則第3項）

当分の間、降給の種類に給料月額7割措置による降給を加えることとした。

(5) 給料月額7割措置による降給の場合の辞令交付の適用除外（附則第4項）

分限処分は職員に辞令を交付して行わなければならない規定について、給料月額7割

措置による降給の場合は適用除外とすることとした。

(6) その他

文言の整理を図った。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第3号議案 要旨

北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当が支給されることから、育児休業をしている会計年度任用職員についても、同手当の支給が可能となるよう所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 第7条第2項

育児休業をしている職員に対する勤勉手当の支給対象から除かれていた会計年度任用職員について、当該手当の支給が可能となるよう内容を改めた。

(2) 第8条

その他文言の整理を図った。

3 施行期日

令和6年4月1日

第4号議案 要旨

北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）が制定されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

2 改正内容

(1) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第1条関係】

ア 期末手当の支給月数の引上げ（第27条関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

期末手当の支給月数を年間0.05月（100分の5）引き上げる。

条例改正後の支給分として、令和5年12月期の支給月数を0.05月（100分の5）引き上げることとし、1.2月（100分の120）を1.25月（100分の125）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給月数を年間0.025月（100分の2.5）引き上げる。

上記(ア)同様、0.675月（100分の67.5）を0.7月（100分の70）に改める。

イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

勤勉手当の支給月数を年間0.05月（100分の5）引き上げる。

条例改正後の支給分として、令和5年12月期の支給月数を0.05月（100分の5）引き上げることとし、1.00月（100分の100）を1.05月（100分の105）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

勤勉手当の支給月数を年間0.025月（100分の2.5）引き上げる。

上記(ア)同様、0.475月（100分の47.5）を0.5月（100分の50）に改める。

ウ 給料表の改正

改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第四イ 公安職俸給表（一）に準じて別表第1を改正する。

(2) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第2条関係】

ア 第2条において在宅勤務等手当を新設し、第19条で在宅勤務等手当を支給され

る職員に対する通勤手当の減額の取扱いを追加し、第20条の2を第20条の3とし、新たに第20条の2として在宅勤務等手当の支給対象と支給単価について規定する。

イ 翌年度における期末手当の支給月数の^{あん}按分（第27条関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

令和6年度において、第1条で改正した12月期の期末手当の支給月数について、6月期及び12月期に按分するため1.25月（100分の125）を1.225月（100分の122.5）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

上記(ア)同様、0.7月（100分の70）を0.6875月（100分の68.75）に改める。

ウ 翌年度における勤勉手当の支給月数の按分（第30条関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

令和6年度において、第1条で改正した12月期の勤勉手当の支給月数について、6月期及び12月期に按分するため1.05月（100分の105）を1.025月（100分の102.5）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

上記(ア)同様、0.5月（100分の50）を0.4875月（100分の48.75）に改める。

(3) 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正【第3条関係】

給料表の改正

改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一イ 行政職俸給表（一）に準じて別表を改正する。

(4) 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正【第4条関係】

第13条の2としてフルタイム会計年度任用職員及び第21条の2としてパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する条文を定め、これにより第2条の会計年度任用職員の給与の定義を整理した。

(5) 附則

北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条文が繰り下げられることから、第1条中の文言を整理する。

3 施行期日

(1) 第1条関係 公布の日（令和5年4月1日遡及適用）

- (2) 第2条関係 令和6年4月1日
- (3) 第3条関係 公布の日（令和5年4月1日遡及適用）
- (4) 第4条関係 令和6年4月1日
- (5) 附則第5項 令和6年4月1日

第5号議案 要旨

北はりま消防組合手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、危険物施設等の設置許可申請に対する審査手数料の標準額が引き上げられたことから、北はりま消防組合手数料条例において、所要の改正を行うもの

2 改正内容

危険物施設等の設置許可申請に対する審査手数料のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所について、改定された標準額に準じて引上げを行う。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第6号議案 要旨

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について（要旨）

1 協議理由

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を改正することに伴い、退職手当組合格約の一部を変更する必要性が生じたため。

2 協議内容

組合を組織する市町等から、丹波少年自然の家事務組合を削り、識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を3年から4年に改めること。

3 施行期日

令和6年4月1日

第7号議案

令和6年度北はりま消防組合一般会計予算

令和6年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,864,194千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和6年2月7日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山象三